

## 別紙1

# 運搬費及び準備費の設計変更について

## 1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

## 2 対象工事

建設機械を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が積算と実態に乖離が見込まれる土地改良積算基準（土木工事）を適用した土木工事とする。

本基準を適用する工事は、施工条件明示書にその旨を記載するものとする。

## 3 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- 1) 算定基準別表1「運搬費の共通仮設費率の対象項目の1(1), (3), (4), (5)」の『建設機械の運搬費』
- 2) 算定基準別表1「準備費の共通仮設費率の対象項目の3(1)及び(2)」のうち『伐開・除根・除草費』

## 4 主な契約変更手続

- (1) 受注者は、別紙2「実績変更対象経費の割合」を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。
- (2) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「様式1」という。）を作成するとともに、様式1に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (3) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(2)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「共通仮設費算定基準に基づき算出した運搬費、準備費の金額」を差し引いた金額を設計変更の対象とし、共通仮設費に積上げ計上する。
- (4) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (5) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 5 実績変更対象経費の割合

別紙2のとおりとする。

## 6 適用

本通知は、令和4年11月1日以降に公告または通知する工事から適用する。

## 実績変更対象経費に関する内訳書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する費 用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除根・ 除草作業に要する費用	
合計				